

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM570015

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
MORI SEIKI CO., LTD.		09/17/2013	Corporation: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	DMG MORI CO., LTD.		
Street Address:	106 KITAKORIYAMA-CHO, YAMATO-KORIYANA CITY		
City:	NARA		
State/Country:	JAPAN		
Postal Code:	639-1160		
Entity Type:	Corporation: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 2			
Property Type	Number	Word Mark	
Registration Number:	0898267	MAGNESCALE	
Registration Number:	1125534	DIGIRULER	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	2125894201		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Phone:	212 589-4200		
Email:	bhipdocket@bakerlaw.com		
Correspondent Name:	Robert B.G. Horowitz, Esq.		
Address Line 1:	45 Rockefeller Plaza, 14th Floor		
Address Line 2:	Baker & Hostetler LLP		
Address Line 4:	New York, NEW YORK 10111		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	045010.000002		
DOMESTIC REPRESENTATIVE			
Name:	Robert B.G. Horowitz, Esq.		
Address Line 1:	45 Rockefeller Plaza, 14th Floor		
Address Line 2:	Baker & Hostetler LLP		
Address Line 4:	New York, NEW YORK 10111		
NAME OF SUBMITTER:	Robert B.G. Horowitz		

CH \$65.00 0898267

SIGNATURE:	/Robert B.G. Horowitz/
DATE SIGNED:	04/01/2020
Total Attachments: 17 source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page1.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page2.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page3.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page4.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page5.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page6.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page7.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page8.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page9.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page10.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page11.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page12.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page13.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page14.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page15.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page16.tif source=DMG MORI CO CHANGE OF NAME#page17.tif	

VERIFICATION OF TRANSLATION

US Trademark Registration
No. 1125534

I, Hiroyuki Murakami, at 5F, Toranomom A&K-IP BLDG., 5-13-7, Toranomom,
Minato-ku, Tokyo 105-0001, Japan, a member of A. Koike & Co.,

am the translator of the document attached and I state that the following is a true
translation to the best of my knowledge and belief of CERTIFICATE OF
CORPORATE REGISTER of DMG MORI CO., LTD.

DATED this | day of October, 2019

H. Murakami

(Signature of translator)

CERTIFICATE OF CORPORATE REGISTER (Partial Translation)

106 Kitakoriyama-cho, Yamato-Koriyama City, Nara

DMG MORI SEIKI CO., LTD.

Registration Number 1500-01-006212

Corporate Name	<u>MORI SEIKI CO., LTD.</u>	
	DMG MORI CO., LTD.	Changed on September 17, 2013
		Registered on September 18, 2013
Head Office	106 Kitakoriyama-cho, Yamato-Koriyama City, Nara	
Manner of Giving Public Notice	<u>Performed by the method of electronic public notice;</u> <u>http://www.moriseiki.com/indexj.html</u> <u>provided, however, that</u> <u>if accidents or other unavoidable reasons which prevent performing</u> <u>by the method of electronic public notice accrued, performed by the</u> <u>method by publish in the Nihon Keizai Shimbun.</u>	
	Performed by the method of electronic public notice; http://www.dmgmoriseiki.co.jp provided, however, that if accidents or other unavoidable reasons which prevent performing by the method of electronic public notice accrued, performed by the method by publish in the Nihon Keizai Shimbun.	Changed on November 1, 2013
		Registered on November 11, 2013
Date of Incorporation	October 26, 1948	

---(skip the rest)---

Reference Number ㄗ(se)129868

* Note: the underlined part shows that it has been deleted from the registration

TRANSLATED
PORTION

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
DMG森精機株式会社
会社法人等番号 1500-01-006212

商号	株式会社森精機製作所	
	DMG森精機株式会社	平成25年 9月17日変更
		平成25年 9月18日登記
本店	奈良県大和郡山市北郡山町106番地	
公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.moriseiki.com/indexj.html 但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	
	電子公告の方法により行う。 http://www.dmgmoriseiki.co.jp 但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成25年11月 1日変更
		平成25年11月11日登記
会社成立の年月日	昭和23年10月26日	
目的	1. 機械製造、販売、並びに修理 2. 自動車部品、金型部品、工作機械部品の製造、並びに販売 3. 貨物自動車運送、並びに倉庫業 4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理 5. 食堂、会議場の経営 6. 情報の収集、処理、並びに提供サービス 7. 金銭の貸付、並びに債務の保証 8. 総合リース業 9. 損害保険、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 10. 生命保険の募集に関する業務 11. 電気通信事業者の市外電話加入契約に関する募集業務 12. ホテル、旅館の経営 13. 労働者派遣事業 14. 古物営業法に基づく古物の販売 15. 物品の販売 16. 太陽光発電装置の輸入、販売、並びに設置及び電気工事 17. 機械器具設置工事業 18. 前各号に附帯又は関連する一切の事業 平成22年 6月18日変更 平成22年 7月 2日登記	

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械製造、販売、並びに修理 2. 自動車部品、金型部品、工作機械部品の製造、並びに販売 3. 貨物自動車運送、並びに倉庫業 4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理 5. 食堂、会議場の経営 6. 情報の収集、処理、並びに提供サービス 7. 金銭の貸付、並びに債務の保証 8. 総合リース業 9. 損害保険、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 10. 生命保険の募集に関する業務 11. 電気通信事業者の市外電話加入契約に関する募集業務 12. ホテル、旅館の経営 13. 労働者派遣事業 14. 古物営業法に基づく古物の販売 15. 物品の販売 16. 太陽光発電装置の輸入、販売、並びに設置及び電気工事 17. 機械器具設置工事業 18. 省エネ機器及び再生可能エネルギー関連機器の製造、輸入、販売、並びに修理 19. 前各号に附帯又は関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成23年 6月14日変更 平成23年 6月27日登記</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械製造、販売、並びに修理 2. 自動車部品、金型部品、工作機械部品の製造、並びに販売 3. 貨物自動車運送、並びに倉庫業 4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理 5. 食堂、会議場の経営 6. 情報の収集、処理、並びに提供サービス 7. 金銭の貸付、並びに債務の保証 8. 総合リース業 9. 損害保険、並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 10. 生命保険の募集に関する業務 11. 電気通信事業者の市外電話加入契約に関する募集業務 12. ホテル、旅館の経営 13. 労働者派遣事業 14. 古物営業法に基づく古物の販売 15. 物品の販売 16. 太陽光発電装置の輸入、販売、並びに設置及び電気工事 17. 機械器具設置工事業 18. 省エネ機器及び再生可能エネルギー関連機器の製造、輸入、販売、並びに修理 19. 医療機器の製造、輸入、販売、並びに修理 20. 前各号に附帯又は関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成25年 6月17日変更 平成25年 6月27日登記</p>
<p>単元株式数</p>	<p>100株</p>
<p>発行可能株式総数</p>	<p>2億株</p> <p style="text-align: right;">平成22年 6月18日変更 平成22年 7月 2日登記</p>

整理番号 セ129868

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/15

TRADEMARK

REEL: 006905 FRAME: 0306

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

	3億株	平成25年 6月17日変更 平成25年 6月27日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億1847万5312株	平成21年12月28日変更 平成22年 1月 6日登記
資本金の額	金411億3260万7817円	平成21年12月28日変更 平成22年 1月 6日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 平成21年10月13日変更	平成21年10月15日登記
	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 6月16日変更	平成24年 6月28日登記
役員に関する事項	取締役 森 雅 彦	平成22年 6月18日重任 平成22年 7月 2日登記
	取締役 森 雅 彦	平成23年 6月14日重任 平成23年 6月27日登記
	取締役 森 雅 彦	平成24年 6月15日重任 平成24年 6月28日登記
	取締役 森 雅 彦	平成25年 6月17日重任 平成25年 6月27日登記
	取締役 水 口 博	平成22年 6月18日重任 平成22年 7月 2日登記
		平成23年 6月14日退任 平成23年 6月27日登記

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

	取締役	<u>平 元 一 之</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
	取締役	<u>平 元 一 之</u>	平成23年 6月14日重任
			平成23年 6月27日登記
			平成23年 8月17日辞任
			平成23年 8月23日登記
	取締役	<u>斎 藤 豪</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
			平成23年 6月14日退任
			平成23年 6月27日登記
	取締役	<u>玉 井 宏 明</u>	平成22年 6月18日重任
			平成22年 7月 2日登記
	取締役	<u>玉 井 宏 明</u>	平成23年 6月14日重任
			平成23年 6月27日登記
	取締役	<u>玉 井 宏 明</u>	平成24年 6月15日重任
		平成24年 6月28日登記	
取締役	<u>玉 井 宏 明</u>	平成25年 6月17日重任	
		平成25年 6月27日登記	
取締役	<u>高 山 直 士</u>	平成22年 6月18日重任	
		平成22年 7月 2日登記	
取締役	<u>高 山 直 士</u>	平成23年 6月14日重任	
		平成23年 6月27日登記	
取締役	<u>高 山 直 士</u>	平成24年 6月15日重任	
		平成24年 6月28日登記	
取締役	<u>高 山 直 士</u>	平成25年 6月17日重任	
		平成25年 6月27日登記	

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

取締役	近藤達生	平成22年 6月18日重任
		平成22年 7月 2日登記
取締役	近藤達生	平成23年 6月14日重任
		平成23年 6月27日登記
取締役	近藤達生	平成24年 6月15日重任
		平成24年 6月28日登記
取締役	近藤達生	平成25年 6月17日重任
		平成25年 6月27日登記
取締役	佐藤壽雄	平成23年 6月14日就任
		平成23年 6月27日登記
取締役	佐藤壽雄	平成24年 6月15日重任
		平成24年 6月28日登記
取締役	佐藤壽雄	平成25年 6月17日重任
		平成25年 6月27日登記
奈良市百楽園二丁目8番3号 代表取締役	森雅彦	平成22年 6月18日重任
		平成22年 7月 2日登記
		平成23年 6月14日重任
		平成23年 6月27日登記
奈良市百楽園二丁目8番3号 代表取締役	森雅彦	平成24年 6月15日重任
		平成24年 6月28日登記
奈良市百楽園二丁目8番3号 代表取締役	森雅彦	平成25年 6月17日重任
		平成25年 6月27日登記
奈良県北葛城郡上牧町葛城台二丁目4番10号 代表取締役	水口博	平成22年 6月18日重任
		平成22年 7月 2日登記
		平成23年 6月14日退任
		平成23年 6月27日登記

整理番号 セ129868

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5/15

TRADEMARK

REEL: 006905 FRAME: 0309

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

名古屋市千種区新池町一丁目24番地の7 代表取締役 <u>近藤達生</u>	平成23年 6月14日就任
	平成23年 6月27日登記
	平成24年 6月15日重任
	平成24年 6月28日登記
	平成25年 6月17日重任
	平成25年 6月27日登記
監査役 <u>影山康二</u>	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月11日登記
	平成23年 6月14日退任
	平成23年 6月27日登記
監査役 <u>前畑克彦</u> (社外監査役)	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月11日登記
	平成23年 6月14日退任
	平成23年 6月27日登記
監査役 <u>野一色靖夫</u> (社外監査役)	平成19年 6月28日重任
	平成19年 7月11日登記
	平成23年 6月14日退任
	平成23年 6月27日登記
監査役 <u>加藤由人</u> (社外監査役)	平成22年 6月18日就任
	平成22年 7月 2日登記
監査役 <u>内ヶ崎守邦</u>	平成23年 6月14日就任
	平成23年 6月27日登記
監査役 <u>栗山道義</u> (社外監査役)	平成23年 6月14日就任
	平成23年 6月27日登記

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

	<p>会計監査人 <u>新日本有限責任監査法人</u></p> <p>会計監査人 <u>新日本有限責任監査法人</u></p> <p>会計監査人 <u>新日本有限責任監査法人</u></p> <p>会計監査人 <u>新日本有限責任監査法人</u></p>	<p>平成22年 6月18日重任</p> <p>平成22年 7月 2日登記</p> <p>平成23年 6月14日重任</p> <p>平成23年 6月27日登記</p> <p>平成24年 6月15日重任</p> <p>平成24年 6月28日登記</p> <p>平成25年 6月17日重任</p> <p>平成25年 6月27日登記</p>
<p>社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記</p>	
<p>新株予約権</p>	<p>2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p><u>新株予約権の数11,500個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。</u></p> <p><u>新株予約権の数9333個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。</u></p> <p>平成18年 3月31日変更 平成18年 4月13日登記</p> <p><u>新株予約権の数9331個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。</u></p> <p>平成18年 4月30日変更 平成18年 5月15日登記</p> <p><u>新株予約権の数9127個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。</u></p> <p>平成19年 1月31日変更 平成19年 2月 9日登記</p> <p><u>新株予約権の数6420個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。</u></p> <p>平成19年 2月28日変更 平成19年 3月13日登記</p> <p><u>新株予約権の数3920個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円で除した個数の合計数。</u></p> <p>平成19年 3月31日変更 平成19年 4月13日登記</p>	

新株予約権の数3868個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。

平成19年 6月30日変更 平成19年 7月11日登記

新株予約権の数3643個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。

平成19年 7月31日変更 平成19年 8月 9日登記

新株予約権の数3548個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。

平成19年 8月31日変更 平成19年 9月12日登記

新株予約権の数2583個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100万円を除いた個数の合計数。

平成19年 9月30日変更 平成19年10月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を当初、金1377円の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を、金1366円30銭の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

平成18年 4月 1日変更 平成18年 7月13日登記

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

(イ) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(ロ) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額(転換価額)は、当初、金1377円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

発行又は 1株当りの発行

	$\frac{\text{既発行株式数} + \text{処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{時価}}$
調整後	調整前
$\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}}$	
<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>（各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）</p> <p>（イ）各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>（ロ）本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額（転換価額）は、当初、金1377円とする。</p> <p>（ハ）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。</p>	
	$\frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当りの発行} \quad \text{処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}}$
調整後	調整前
$\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}}$	
<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>（金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額）</p> <p>新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。</p> <p style="text-align: center;">平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月 15日登記</p> <p>（各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）</p> <p>（イ）各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>（ロ）本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額（転換価額）は、金1366円30銭とする。</p> <p>（ハ）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。</p>	
	$\frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当りの発行} \quad \text{処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}}$
調整後	調整前
$\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}}$	
<p>また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下</p>	

回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額）

新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。

平成18年 7月13日更正

新株予約権を行使することができる期間

2005年6月27日から2012年5月29日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、当社の選択による本社債の繰上償還（①130%コールオプション条項による繰上償還、②税制変更による繰上償還、③当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還）の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債発行要項に定める、支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2012年5月29日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各本新株予約権の一部行使はできない。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

（当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

取得事由は定めない。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月15日登記

平成24年5月30日新株予約権行使期間満了

平成24年 6月12日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数

4万1550個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

1万2595個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 7日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式415万5000株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社普通株式125万9500株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 7日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払い込み金額（以下「行使価額」という）に、「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成25年6月30日まで。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合のほか、定年退職、定年再雇用制度による再雇用者においては、労働契約書に定めた再雇用期間満了による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) このほかの条件は、株主総会の決議及び取締役会決議にもつぎ、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

	<p><u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u></p> <p>(1) <u>当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、または株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</u></p> <p>(2) <u>新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。</u></p>		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">平成20年 9月17日発行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">平成20年10月 1日登記</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成25年7月1日行使期間満了</p> <p style="text-align: right;">平成25年 7月 1日登記</p>	平成20年 9月17日発行	平成20年10月 1日登記
平成20年 9月17日発行			
平成20年10月 1日登記			
	<p>第6回新株予約権 新株予約権の数 2万2500個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。） 2500個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。） 平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 7日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式225万株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 当社普通株式25万株 なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 平成23年 3月30日変更 平成23年 4月 7日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払い込み金額（以下「行使価額」という）に、「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。 1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券</p>		

取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
 ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。
 なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新株式発行前の時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成26年6月30日まで。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合のほか、定年退職、定年再雇用制度による再雇用者においては、労働契約書に定めた再雇用期間満了による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (4) このほかの条件は、株主総会の決議及び取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

平成21年 6月26日発行

平成21年 7月 1日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

8300個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株、ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の規定により株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式83万株

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権については、金銭の払い込みを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払い込み金額（以下「行使価額」という。）に、「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成27年6月30日まで。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは執行役員を任期满了により退任した場合のほか、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、(4)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
 DMG森精機株式会社
 会社法人等番号 1500-01-006212

	<p>(4) このほかの条件は、株主総会の決議及び取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。</p>	<p>平成22年 6月28日発行</p> <p>平成22年 7月 2日登記</p>
	平成23年3月30日新株予約権全部消却	平成23年 4月 7日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 5月15日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 5月15日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により	平成17年 8月25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成26年 1月 8日

津地方法務局伊賀支局
 登記官

副 松 秀 二



整理番号 七129868

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

15/15

TRADEMARK